

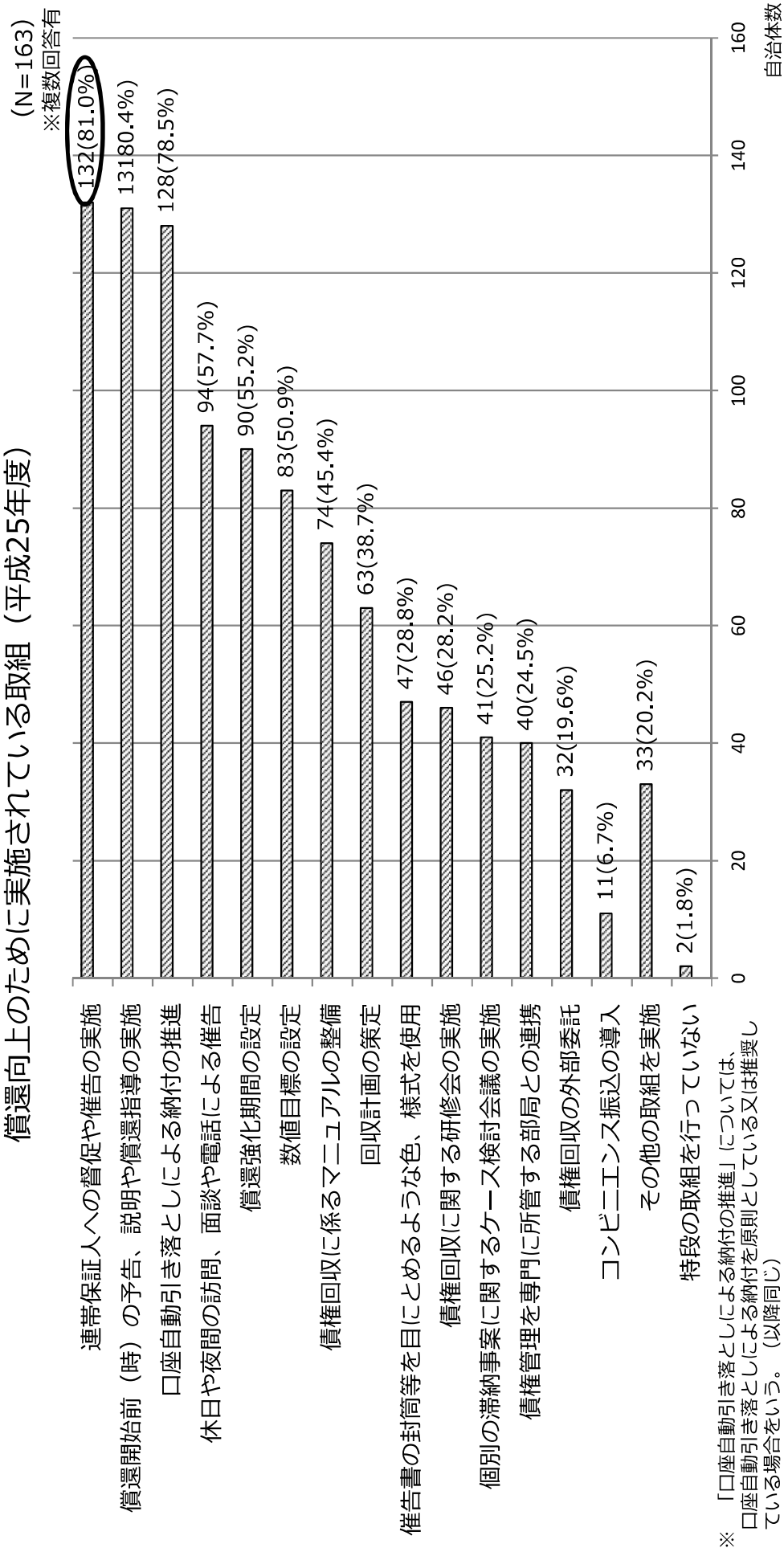
母子寡婦福祉資金貸付金の償還に係る取組状況（※）について

1. 償還率向上のために実施している取組例
2. 地方自治体が効果が高いと考えている取組例
3. 債権回収計画の策定状況等

（※）母子寡婦福祉資金の貸付事務を行う都道府県・指定都市・中核市及び条例に基づき償還事務を処理することとされている地方自治体（合計163団体）を対象に平成25年度の取組状況についてとりまとめた。

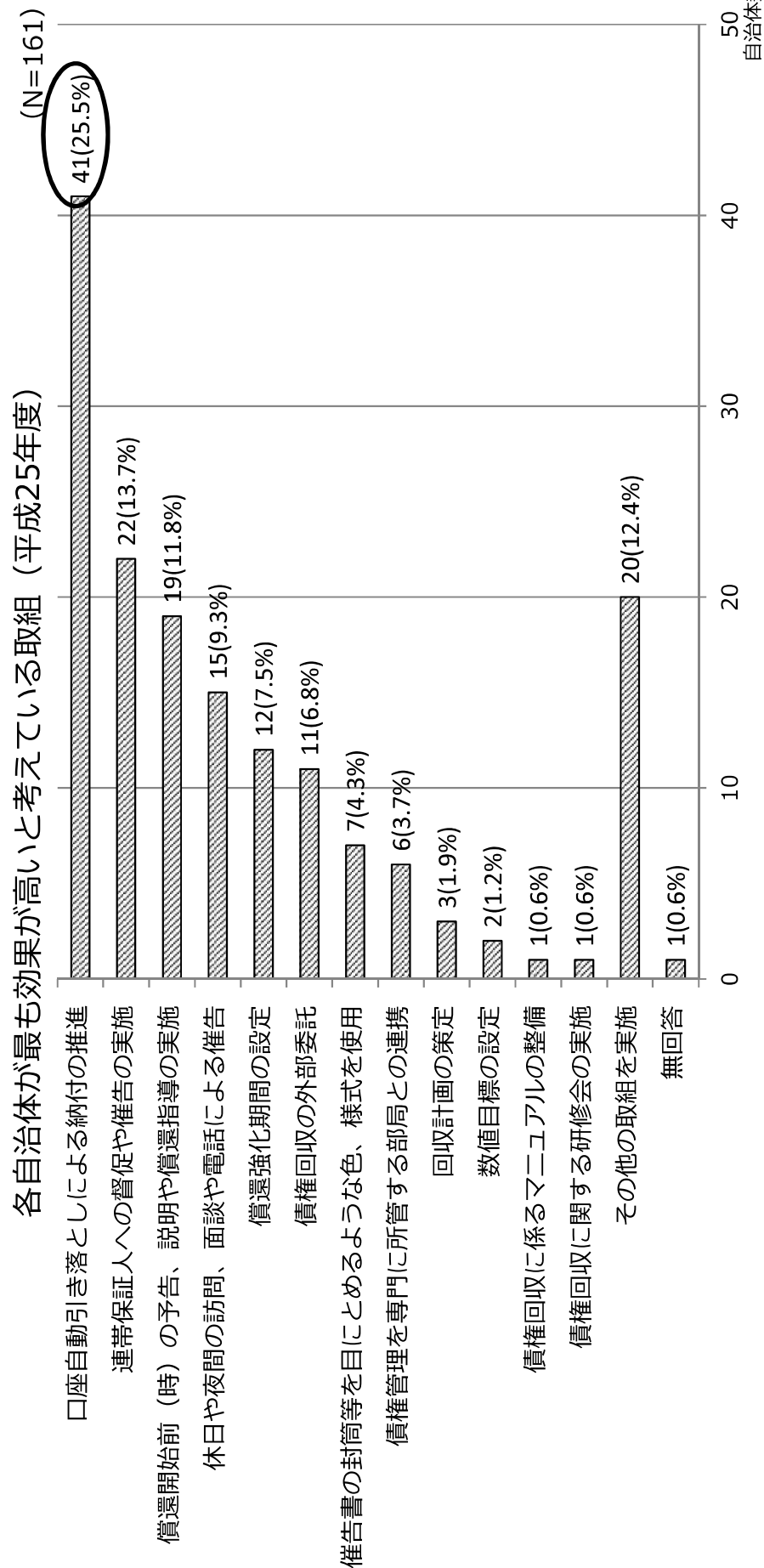
○ **償還率向上のために実施している取組として最も多かったのが「連帯保証人への督促や催促の実施」(132自治体、81.0%)**、次いで、「償還開始前(時)の予告、説明や償還指導の実施(131自治体、80.4%)」、「口座自動引き落としによる納付の推進」(128自治体、78.5%)となっている。

償還向上のために実施されている取組 (平成25年度)



(出典) 家庭福祉課調べ

- 平成25年度において、償還率向上のために実施している取組で、**各自治体が最も効果が高いと考**
えている取組は、「口座引き落としによる納付の推進」(41自治体、25.5%)が最も多く、次い
 で、「連帯保証人への督促や催促の実施」(22自治体、13.7%)、「その他の償還率を向上させる
ための取組」(20自治体、12.4%)となっている。



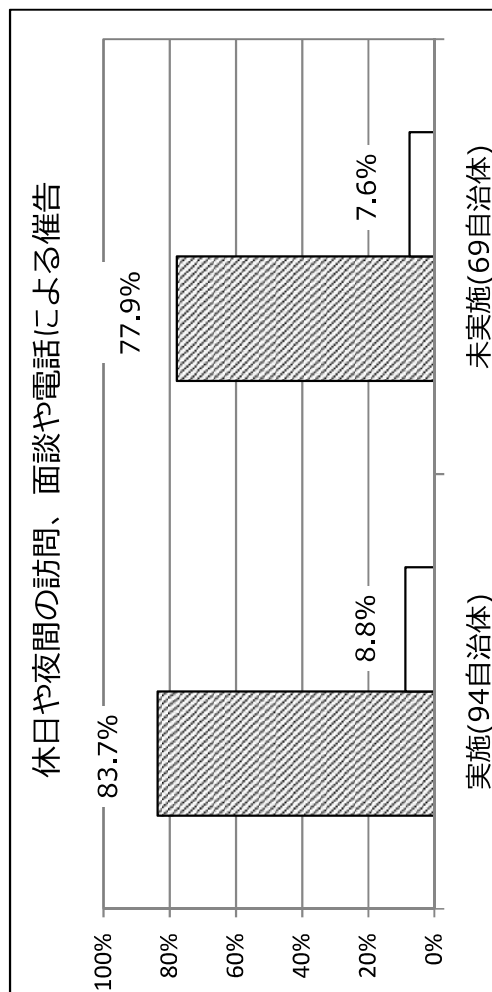
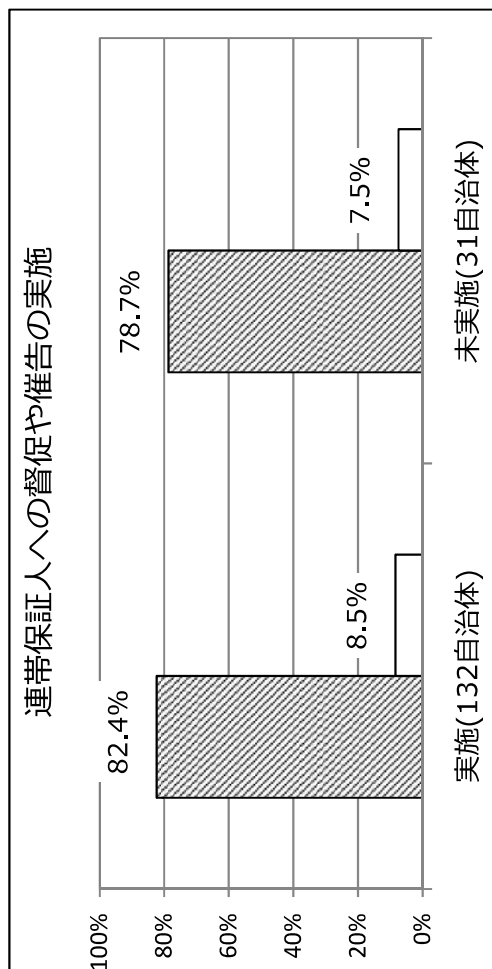
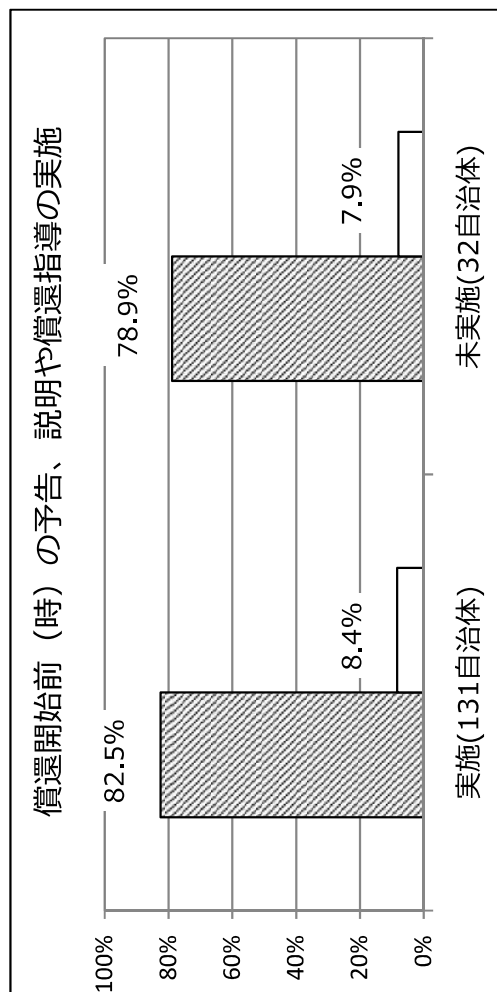
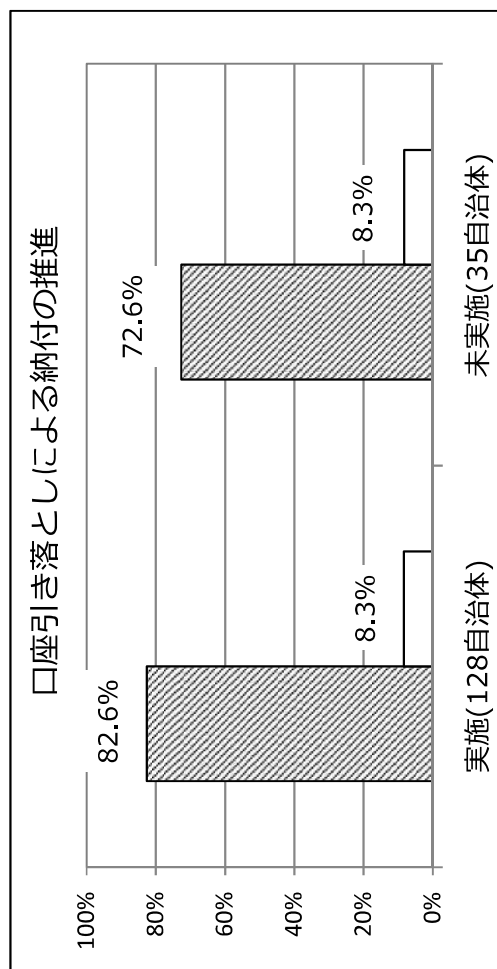
(出典) 家庭福祉課調べ

○ 「その他の取組を実施している」自治体の取組例のうち主なものは以下のとおり。

- 口座振替は当月分のみに対応であり、滞納分を金融機関で収める時間がないなどの意見があったため、土日や朝7時から夜9時まで利用できるゆうちょ銀行ＡＴＭによる現金払い込みを平成26年度から公金指定により開始。
- 滞納者は経済的に困窮していることが多いため、母子・父子自立支援員から絶えず連絡（督促・催告以外）を取り、状況把握と就労支援などを組み合わせ、中長期的な視野で償還につなげる。
- 給与収入がありながら、再三の催告等に応じない者で、未納が長期化している者に対し、支払い督促の実施。
- 償還協力員等の嘱託職員による訪問集金を行っている。
- 民間金融機関の債権回収経験者を非常勤嘱託職員として雇用。ノウハウを活かして回収にあたっている。
- 福祉資金貸付金の管理システムを導入し、滞納状況等の管理を債務者ごとに行い、滞納者には間断なく連絡し、過去の交渉記録も保存。

- 自治体が最も効果が高いと考えている取組のうち主なものについて、実施自治体と未実施自治体の平成25年度における現年度平均償還率及び過年度平均償還率の状況は下記のとおり。

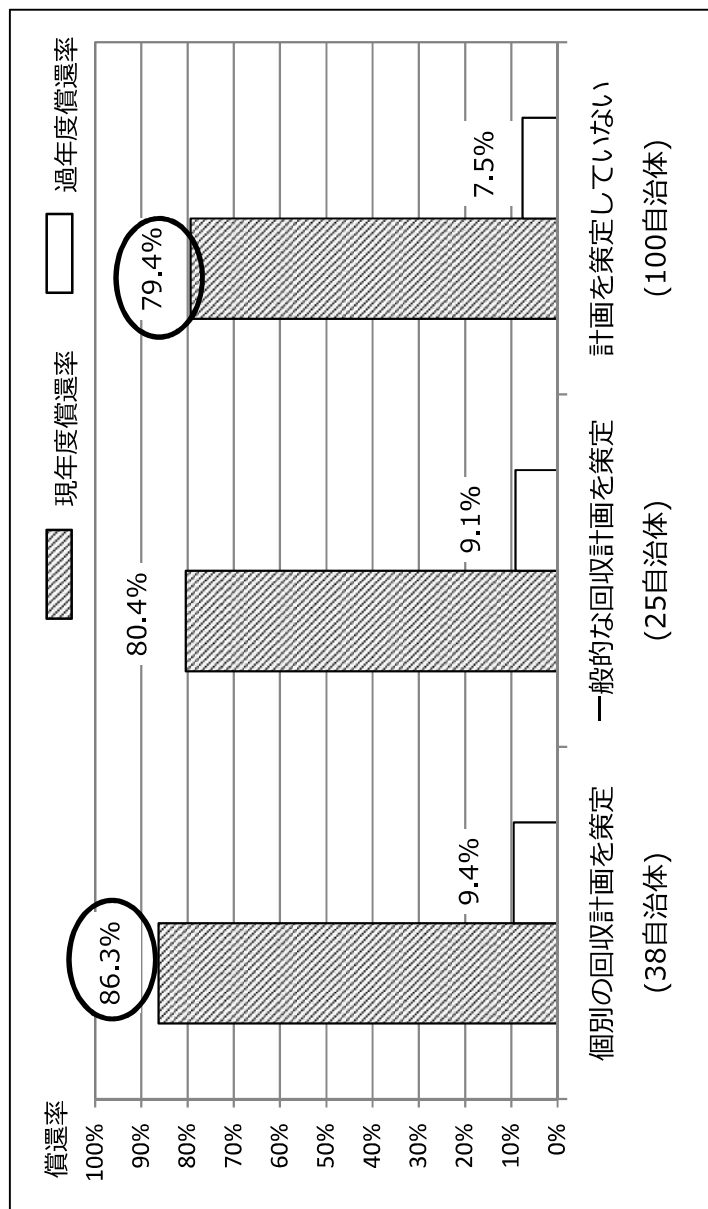
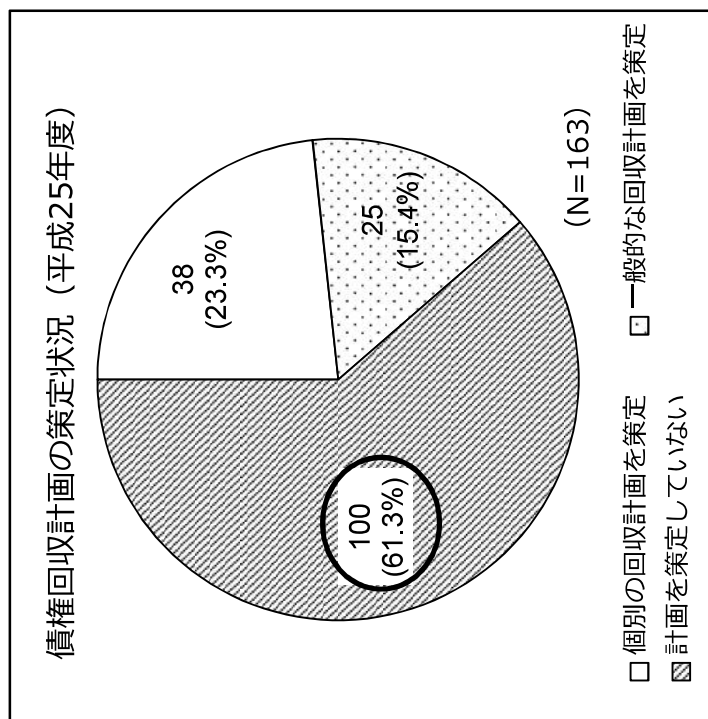
■ 現年度償還率 □ 過年度償還率



(出典) 家庭福祉課調べ

○ 債権回収計画の策定状況については、「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体が38自治体（23.3%）、「個別の回収計画は策定していないが、償還に関する一般的な回収計画を策定している」自治体が25自治体（15.4%）、「**計画を策定していない**」自治体が**100自治体(61.3%)**となっている。

○ 「福祉資金貸付金に関する個別の回収計画を策定している」自治体と「計画を策定していない」自治体の平成25年度現年度償還率には、**6.9%の差**がある。



○裁判所への法的措置（例：民事訴訟や支払督促）について、過去5年の間に「実施したことがある」自治体が23自治体(14.1%)、「実施したことがない」自治体が140自治体(85.9%) となっている。

母子・父子自立支援員の設置状況

(平成30年度末)

都道府県	母子・父子自立支援員の人数			市及び福祉事務所設置町村での設置状況		
	都道府県知事による委嘱	市長及び福祉事務所設置町村長による委嘱	計	市及び福祉事務所設置町村数 (A)	うち、母子・父子自立支援員を設置している自治体数 (B)	設置率 (B/A%)
北海道	14	65	79	35	33	94%
青森県	6	7	13	10	4	40%
岩手県	24	9	33	14	2	14%
宮城県	10	31	41	14	3	21%
秋田県	4	17	21	13	13	100%
山形県	8	14	22	13	13	100%
福島県	15	7	22	13	3	23%
茨城県	11	15	26	32	13	41%
栃木県	5	32	37	14	14	100%
群馬県	10	15	25	12	10	83%
埼玉県	22	32	54	40	18	45%
千葉県	19	73	92	37	37	100%
東京都	2	199	201	49	49	100%
神奈川県	6	65	71	19	19	100%
新潟県	9	14	23	20	4	20%
富山県	2	12	14	10	10	100%
石川県	4	14	18	11	11	100%
福井県	3	9	12	9	9	100%
山梨県	9	15	24	13	12	92%
長野県	10	24	34	19	19	100%
岐阜県	9	32	41	21	21	100%
静岡県	8	16	24	23	8	35%
愛知県	8	73	81	38	38	100%
三重県	5	18	23	15	15	100%
滋賀県	3	17	20	13	13	100%
京都府	12	79	91	15	15	100%
大阪府	4	75	79	34	34	100%
兵庫県	7	57	64	29	29	100%
奈良県	5	15	20	13	7	54%
和歌山県	9	8	17	9	6	67%
鳥取県	2	17	19	17	17	100%
島根県	0	29	29	19	19	100%
岡山県	3	28	31	18	16	89%
広島県	1	42	43	23	20	87%
山口県	8	16	24	14	14	100%
徳島県	9	11	20	8	8	100%
香川県	4	10	14	8	8	100%
愛媛県	3	13	16	11	11	100%
高知県	2	5	7	11	3	27%
福岡県	31	60	91	29	18	62%
佐賀県	6	13	19	10	10	100%
長崎県	3	15	18	13	13	100%
熊本県	9	16	25	13	13	100%
大分県	0	20	20	14	14	100%
宮崎県	5	12	17	9	9	100%
鹿児島県	15	9	24	21	3	14%
沖縄県	15	8	23	11	4	36%
合 計	379	1,383	1,762	856	682	80%

(資料) 家庭福祉課調べ

(再掲) 指定都市・中核市の母子・父子自立支援員の設置状況

(単位：人)

指定都市	
札幌市	18
仙台市	26
さいたま市	3
千葉市	6
横浜市	18
川崎市	9
相模原市	14
新潟市	11
静岡市	8
浜松市	2
名古屋	22
京都市	61
大阪市	24
堺市	7
神戸市	15
岡山市	8
広島市	8
北九州市	10
福岡市	24
熊本市	1

(単位：人)

中核市	
旭川市	3
函館市	4
青森市	2
八戸市	2
盛岡市	4
秋田市	2
郡山市	3
いわき市	2
福島市	2
宇都宮市	4
前橋市	2
高崎市	1
川越市	3
越谷市	4
川口市	2
船橋市	8
柏市	3
八王子市	4
横須賀市	3
富山市	2
金沢市	4
長野市	2
岐阜市	1
豊橋市	2
岡崎市	2
豊田市	1
大津市	2
高槻市	2
東大阪市	8
豊中市	1
枚方市	2
八尾市	1
姫路市	4
西宮市	2
尼崎市	2
明石市	2
奈良市	2
和歌山市	1
鳥取市	1
松江市	4
倉敷市	5
福山市	5
呉市	3
下関市	2
高松市	3
松山市	2
高知市	2
久留米市	1
長崎市	2
佐世保市	2
大分市	4
宮崎市	4
鹿児島市	6
那覇市	4

ひとり親家庭の就業支援関係の主な事業

事業名	支援内容
1 ハローワークによる支援 ・マザーズハローワーク ・生活保護受給者等就労自立促進事業 ・職業訓練の実施 ・求職者支援事業 など	子育て女性等に対する就業支援サービスの提供を行う。
2 母子家庭等就業・自立支援センター事業 (H15年度創設) ・平成30年度自治体実施率：95.9% (116/121) ・相談件数：75,918件 ・就職実人数：4,227人	母子家庭の母等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費相談など生活支援サービスを提供する。
3 母子・父子自立支援プログラム策定事業 (H17年度創設) ・平成30年度自治体実施率：64.3% (582/905) ・プログラム策定数：6,195件	個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施する。
4 自立支援教育訓練給付金 (H15年度創設) ・平成30年度自治体実施率：95.1% (861/905) ・支給件数：2,591件 ・就職件数：2,183件	地方公共団体が指定する教育訓練講座（雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など）を受講した母子家庭の母等に対して、講座終了後に、対象講座の受講料の6割相当額（上限、修学年数×20万円、最大80万円）を支給する。
5 高等職業訓練促進給付金 (H15年度創設) ・平成30年度自治体実施率：96.6% (874/905) ・総支給件数：7,990件（全ての修学年次を合計） ・資格取得者数：2,647人 （看護師 1,127人、准看護師 1,016人、保育士 154人、介護福祉士 50人等） ・就職者数：2,106人 （看護師 1,027人、准看護師 660人、保育士 128人、介護福祉士 43人等）	看護師など、経済的自立に効果的な資格を取得するために1年以上養成機関等で修学する場合に、生活費の負担軽減のため高等職業訓練促進給付金（月額10万円（住民税課税世帯は月額7万500円）、上限4年、課程修了までの最後の12か月は4万円加算）を支給する。
6 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (H27年度創設（補正）) ・貸付件数 入学準備金：1,542件 就職準備金：907件	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金（入学準備金50万円、就職準備金20万円）を貸し付ける。
7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 (H27年度創設) ・平成30年度自治体実施率：33.6% (304/905) ・事前相談：163件 支給件数：46件	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部（最大6割、上限15万円）を支給する。

（※）121自治体（都道府県、政令市、中核市の合計）、905自治体（都道府県、市、福祉事務所設置町村の合計）

はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

ひとり親家庭を応援！

就業支援に積極的に取り組む企業・団体を募集し、表彰します。

募集期間：令和元年12月4日（水）～令和2年2月7日（金）

厚生労働省では、ひとり親家庭に対する自立支援の一環として、母子家庭の母、父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています（平成18年～）。

母子家庭の母、父子家庭の父は、子育てと仕事の両立が難しいなどの理由から、就業が困難な状況にあります。この表彰は、雇用する企業側に働きかけることで、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進するとともに、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的とするものです。

受賞企業・団体の発表は、令和2年3月の予定です。

たくさんのご応募をお待ちしております。

募集要項

【募集対象】 下の（１）又は（２）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に表彰します。

- （１）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業・団体
 - ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
 - ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
 - ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
 - ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
 - ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと
- （２）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業・団体
 - ①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
 - ②重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
 - ③過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

【募集期間】 令和元年12月4日（水）～令和2年2月7日（金）まで

【応募方法】 応募用紙※に必要事項を記入の上、「厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室」宛てにFAX、又は郵送（当日消印有効）してください。

※ 応募用紙（公募用）は、同支援室で配付するほか、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、ダウンロードしてお使いください。

【お問合せ】 厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

住所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

電話：03-5253-1111（内線4888） FAX：03-3595-2663

H P：右のQRコードからアクセスできます。

ホームページはこちら→



ひとり親家庭の子育て・生活支援関係の主な事業

事業名	支援内容	実績等
母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭及び寡婦に対し、生活一般についての相談指導や母子父子寡婦福祉資金に関する相談・指導を行う。	(勤務場所) 原則、福祉事務所 (配置状況) 1,762人 (常勤494人 非常勤1,268人) (相談件数) 715,174件
ひとり親家庭等日常生活支援事業	修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う。	(派遣延件数) 39,785件
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等が直面する様々な課題に対応するために相談支援を行う。	(相談延件数) 27,532件
	家計管理、子どものしつけ・育児や健康管理などの様々な支援に関する講習会を開催する。	(受講延件数) 12,431件
	高等学校卒業程度認定試験の合格のために民間事業者などが実施する対策講座を受講している親等に対して、補習や学習の進め方の助言等を実施する。	(利用延件数) 13件
	ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを相談しあう場を設ける。	(開催回数) 581回
	ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活の向上を図る。	(利用延人数) 258,703人
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	施設数: 226か所 定員: 4,672世帯 現員: 3,735世帯 (児童 6,333人)
子育て短期支援事業	児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる事業。	ショートステイ実施 : 849箇所 トワイライトステイ実施 : 415箇所

(注)実績等について 母子・父子自立支援員:平成30年度末現在、母子生活支援施設:平成30年度末現在、子育て短期支援事業:平成30年度変更交付決定ベース、ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活向上事業:平成30年度実績

子育て短期支援事業の概要

目 的

- 保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらの子ども及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童養護施設等で一定期間（原則7日以内；必要に応じて延長可）子どもを預かる事業。

【対象者】 次の事由に該当する家庭の子ども又は母子等

- 子どもの保護者の疾病
- 育児不安、育児疲れなど身体上又は精神上の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- 経済的問題等により緊急一時的に母子保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日不在となることで家庭において子どもを養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その子どもを児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の子ども

実施か所の約6割が児童養護施設で実施



実施体制・実施方法

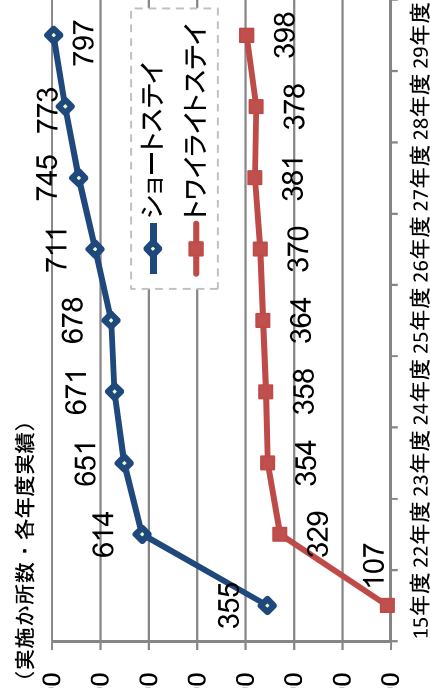
- 児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護できる施設で実施する。
- 近隣に実施施設がない等の場合には、保育士、里親等に委託し、当該者の居宅において又は子ども、母子等の居宅に派遣して養育・保護を行う。
- ひとり親家庭は、利用の必要性が高いものとして優先的に対応するなど特別な配慮を行う。

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者に委託可）

【補助率】 国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3 ※国、地方ともに消費税財源

【令和元年度予算額】 子ども・子育て支援交付金(1,304億円)[内閣府所管]の内数

【令和2年度予算案】 子ども・子育て支援交付金(1,453億円)[内閣府所管]の内数

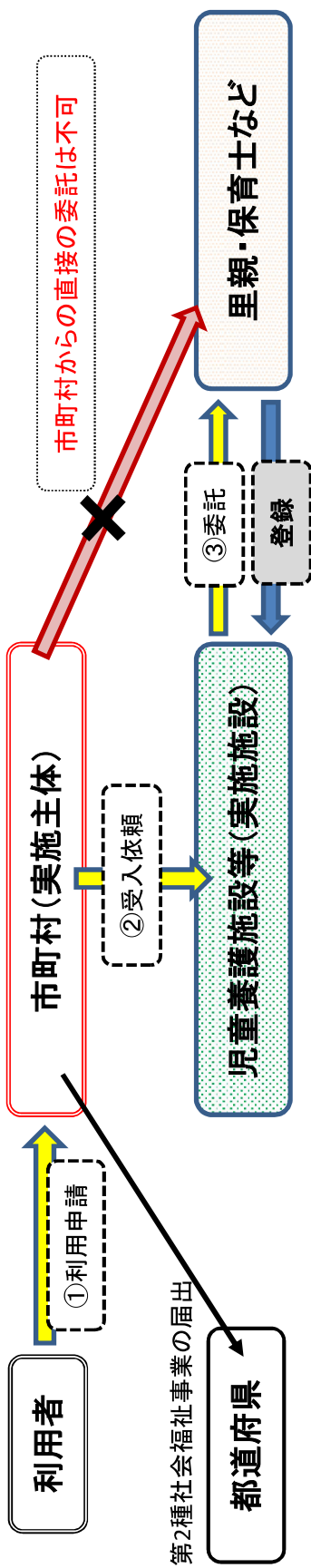


子育て短期支援事業の見直しについて（里親関係）

（1）現 行

○子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）を里親に委託する場合は、児童養護施設等の実施施設にあらじめ里親を登録することが必要。（施設からの再委託のみ実施可能）

【子育て短期支援事業の事業実施スキーム】



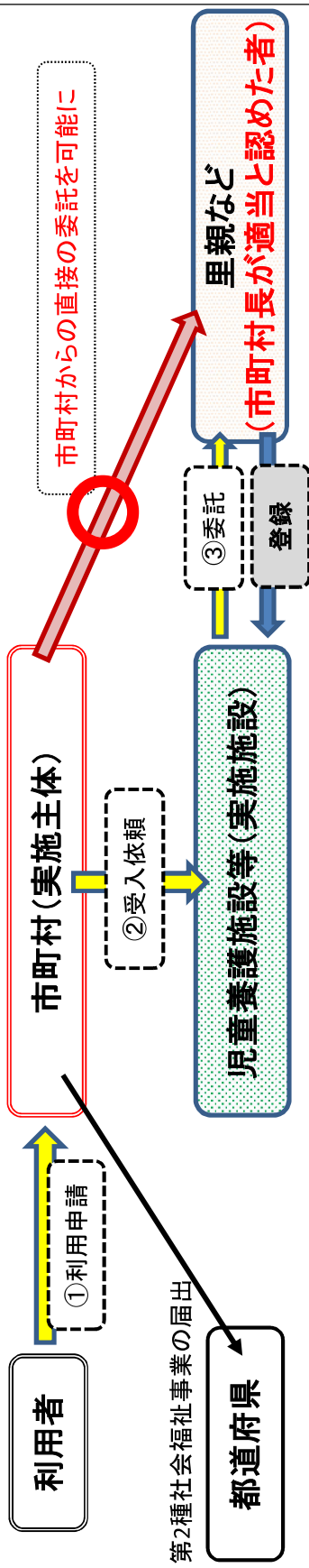
※「実施施設」は、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設その他保護を適切に行うことができる施設

（2）見直し案

○子育て短期支援事業について、里親その他の市町村長が適当と認めた者※に直接委託することも可能にする。

※フォostタリング機関等によるバックアップ支援があることを想定。

【子育て短期支援事業の事業実施スキーム】



事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 24 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

ひとり親家庭に対する養育費相談等の実施について

ひとり親家庭の養育費確保等の支援につきましては、昨年 12 月に決定した「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」において、

- ・ 支援を必要とするひとり親家庭が行政の窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期（8 月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業）
- ・ 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施（母子家庭等就業・自立支援事業）

等に取り組むこととしております。

これらの事業の実施に当たっては、事業実施主体となる自治体と地域の弁護士会との連携が必要となることから、厚生労働省においては、別添のとおり、日本弁護士会連合会に対して、自治体による事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しております。

このことについては、平成 28 年 2 月 23 日に開催された全国児童福祉主管課長会議で周知したところですが、改めて周知いたします。

各自治体におかれましては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いいたします。

【別添】

雇児福発 0122 第 1 号
平成 28 年 1 月 22 日

日本弁護士連合会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長
(公 印 省 略)

地方自治体における弁護士による養育費相談等の取組への
協力について（依頼）

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭が増加傾向にありますが、これらの方の自立のためには、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスを十分に行き届けること
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多いため一人一人に寄り添った支援の実施
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援の実施
- ・ 安定した就労による自立の実現

が必要と考えます。

このため、厚生労働省では、昨年 12 月にとりまとめられた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」に基づき、ひとり親家庭について、就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実することとしています。この中では、

- ・ 支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口につながるよう、児童扶養手当の現況届の時期（8 月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の整備
- ・ 地方自治体での弁護士による養育費相談の実施

等により、養育費の取り決めに促進することとしています。

これらの取組を推進するため、今後、事業の実施主体である都道府県・市町村においては、福祉事務所や母子家庭等就業・自立支援センターへの弁護士の派遣、個別の相談者に対する弁護士の紹介等を行うことが予定されていますが、その際には、地域の弁護士会との連携が必要となります。

貴会におかれましては、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の主旨を御理解いただき、全国の弁護士会に対して、本通知の内容を周知いただくとともに、都道府県・市町村による事業の実施について御協力いただきますようお願いいたします。

(参考資料)

別添 1 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(概要)(養育費関係:p5, 6)

別添 2 すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(本文)(養育費関係:p2, 4)

別添 3 ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(参考資料)

(養育費関係:p1, 6~8)

別添 4 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(案)

別添 5 母子家庭等就業・自立支援事業(案)

※容量の関係から、参考資料の添付は省略します。

検討の経過

H28. 9 法務大臣から法制審議会へ諮問
H28. 11～ 法制審議会での調査審議開始

H29. 9 中間試案の取りまとめ
H30. 6 追加試案(ハーグ条約実施法)の取りまとめ
H30. 10. 4 要綱の取りまとめ・答申

H31. 2. 19 閣議決定・国会提出
R1. 5. 10 成立(R1. 5. 17公布)

第1 債務者財産の開示制度の実効性の向上【民事執行法の改正】

- 強制執行の申立てには、執行の対象となる債務者の財産を特定することが必要
 - 平成15年に、債務者の財産に関する情報を債務者自身による陳述により取得する手続として、「財産開示手続」を創設
⇒ しかし、「財産開示手続」の利用実績は年間1000件前後と低調
- 債務者財産の開示制度の実効性を向上させる必要があるとの指摘

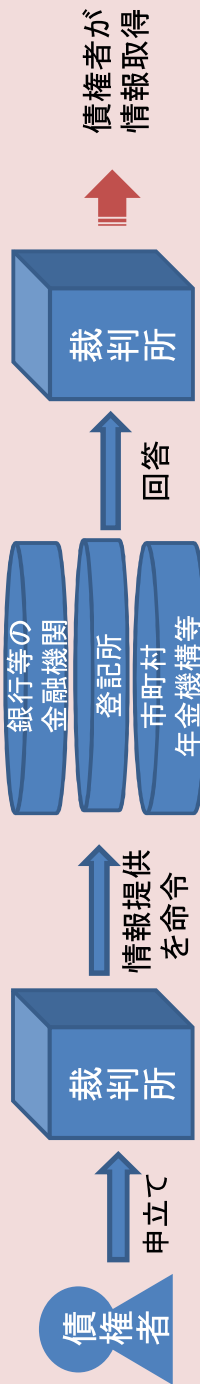
背景

第1-1 債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設

【新制度の概要】

- ★金融機関(銀行、信金、信組、農協、証券会社等)から、①預貯金債権や②上場株式、国債等に関する情報を取得
- ★登記所から、③土地・建物に関する情報を取得
- ★市町村、日本年金機構等から、④給与債権(勤務先)に関する情報を取得

※ 給与債権に関する情報取得手続は、養育費等の債権や生命・身体の侵害による損害賠償債権を有する債権者のみが可能



第1-2 現行の財産開示手続の見直し

【見直しの概要】

★現行の財産開示手続をより利用しやすく実効的なものにする

見直し①

現行制度では、手続の申立権者が、確定判決等を有する債権者に限定
申立権者の範囲を拡大して、仮執行宣言付判決を得た者や、公正証書により金銭(例えば養育費など)の支払を取り決めた者等も利用可能にする

見直し②

現行制度では、債務者の不出頭や虚偽陳述に対する罰則(30万円以下の過料)が軽微
不出頭等には刑事罰(6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金)による制裁を科して、手続の実効性を向上させる



財産開示期日(非公開)

現行制度の課題と見直しの方向

第2

不動産競売における暴力団員の買受け防止の方策【民事執行法の改正】

背景

- 公共事業や企業活動等からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、民間の不動産取引でも暴力団排除の取組が進展
- 現行の民事執行法において暴力団員の買受け自体を制限する規定なし
⇒ 約200の暴力団事務所の物件が不動産競売の経歴を有していることが判明(全国の暴力団事務所は約1700箇所)【警察庁調べ】
- 「世界一安全な日本」創造戦略(H25.12閣議決定) ⇒ 「不動産競売・公売への暴力団の参加防止等の方策について検討する」
- 不動産競売事件は年約2万3000件(平成28年)

現行制度の課題と見直しの方向

【新制度の概要】

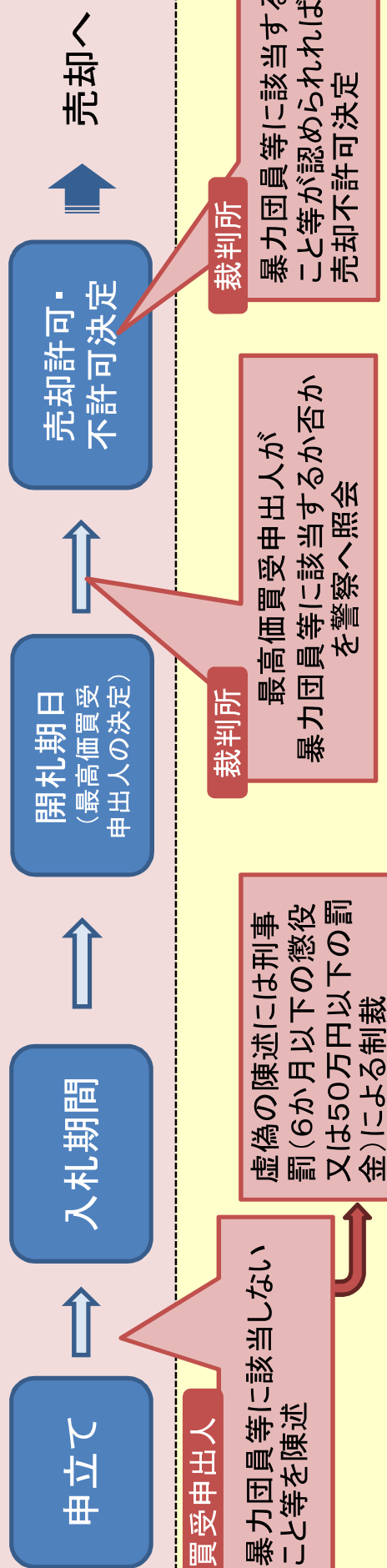
★裁判所の判断により**暴力団員**、**元暴力団員**、**元暴力団員**、**法人で役員**のうちに**暴力団員**等がいるもの等が**買受人**となることを制限

(※)「元暴力団員」：暴力団員でなくなつてから5年を経過しない者

★**暴力団員**等でない者が、**暴力団員等の指示に基づき買受けの申出**をすることも制限

⇒ 例えば、買受人自身は暴力団員ではなかったとしても、暴力団員が買受人に資金を渡すなどして買受けをさせていた場合も、買受けを制限

裁判所における不動産競売の手続



第3

国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し

背景

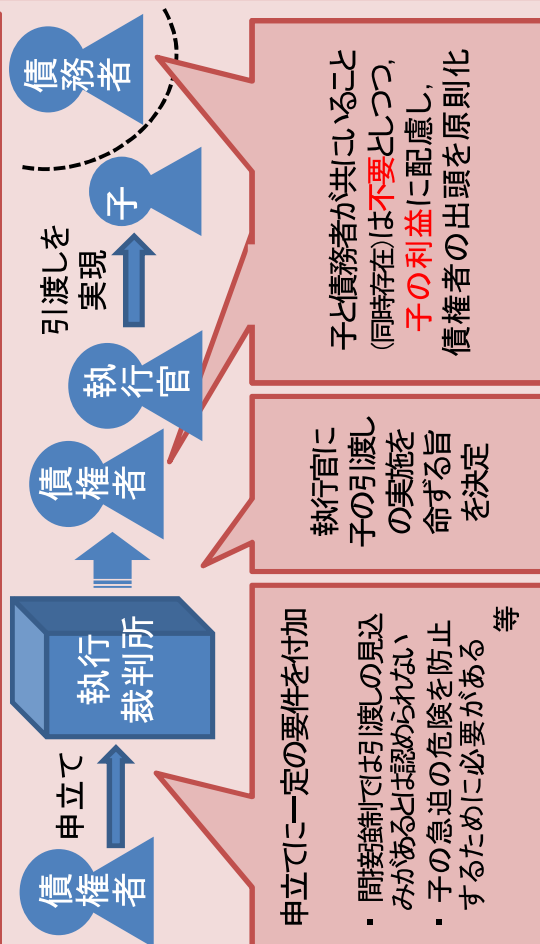
- 国内の子の引渡しの強制執行：現行法において明文なく、動産に関する規定を類推適用
⇒ 裁判の実効性を確保しつつ、子の利益に配慮する等の観点から、規律を明確化する必要あり
- 国際的な子の返還の強制執行：国内と同様の観点から規律を整備する必要あり
※ ハーグ条約上、利用可能な手続のうち最も迅速な手続を用いるとの規定あり
- 国内の子の引渡しの強制執行は年間100件程度（国際的な子の返還の代替執行は年間1、2件程度）

現行制度の課題と見直しの方向

第3-1 国内の子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化 【民事執行法の改正】

【新制度の概要】

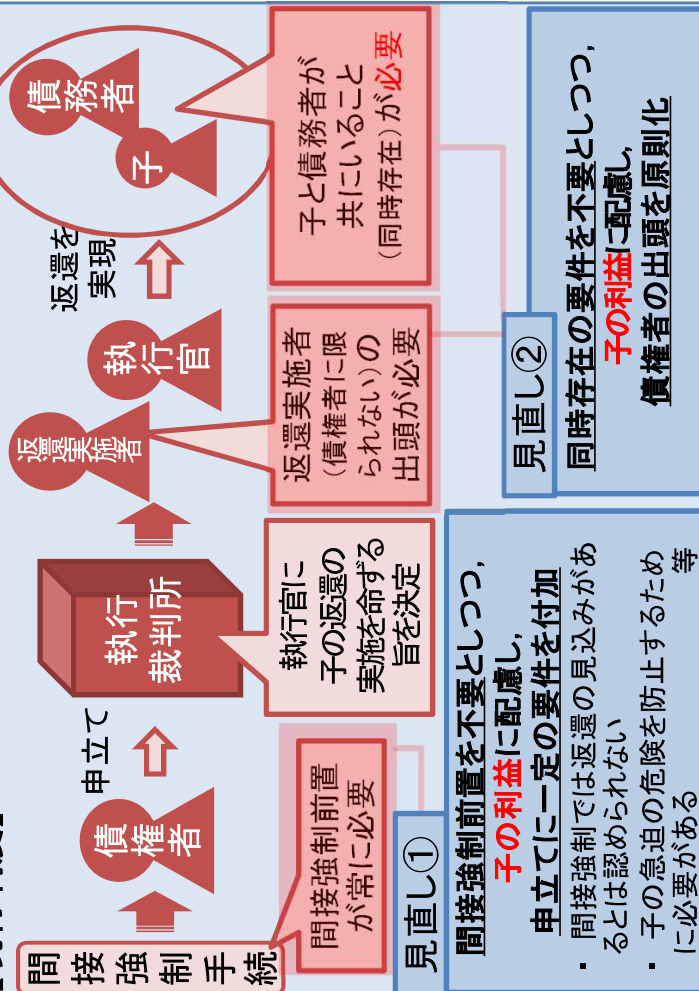
- ★ 執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定
- ★ 執行官が執行場所に赴き、債務者による子の監護を解いて債権者に引渡し



ハーグ条約実施法にも同様の規律を採用

第3-2 国際的な子の返還の強制執行に関する規律の見直し 【ハーグ条約実施法の改正】

【現行制度】



第4

民事執行法のその他の見直し【民事執行法の改正】

第4-1 差押禁止債権をめぐる規律の見直し

【背景】

- 債権の差押えにより債務者の生活が困窮することを防止するため、現行法には、債務者が、差押命令の取消しを求める制度（差押禁止債権の範囲変更の制度）がある。
- しかし、現状では、①債務者がこの制度の存在を十分に認識していない、②債務者が申立ての準備をしている間に差押債権者によって差押債権が取り立てられてしまう、などの理由により、この制度があまり活用されていない。

【見直しの概要】

- ★ 差押禁止債権の範囲変更の制度の存在を、裁判所書記官が債務者に対して教示
- ★ 給与等が差し押さえられた場面において、債務者が差押禁止債権の範囲変更の申立てのための準備期間を1週間から4週間に延長
(この準備期間中は取立てができない)

第4-2

債権執行事件の終了をめぐる規律の見直し

【見直しの概要】

- ★ 債権執行事件において、債権者が取立ての届出等をせずに長期間（2年以上）にわたって漫然と事件を放置し続けている場面において、執行裁判所の決定により事件を終了させるための仕組みを導入

第5

施行日【第1～第4全体】

- ★ 公布の日(R1. 5. 17)から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行
- ★ 第1-1 のうち、登記所から債務者の不動産に関する情報を取得する手続は、公布の日(R1. 5. 17)から2年を超えない範囲内で政令で定める日から運用開始

ひとり親に対する税制上の対応

(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

2. 制度の内容

- 未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。
- 寡婦（夫）控除について、以下の見直しを行う。
 - ① 寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得500万円（年収678万円））を設ける。
 - ② 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
 - ③ 子ありの寡夫の控除額（現行所得税27万円、住民税26万円）について、子ありの寡婦（所得税35万円、住民税30万円）と同額とする。

（注1）上記の改正は、令和2年分以後の所得税、令和3年度分以後の個人住民税について適用する。

（注2）扶養親族がいない死別女性、子以外の扶養親族を持つ死別・離別の女性（所得500万円（収入678万円）以下）については現状のままとする。

（注3）現行の寡婦、寡夫又は単身児童扶養者に対する個人住民税の非課税措置を見直し、上記の見直し後の寡婦若しくは寡夫又は上記の措置により控除の対象となる未婚のひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を対象とする。

※控除の法形式については検討中